

食安輸発0112第2号

平成23年1月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

ドイツ産鶏卵、鶏肉及び豚肉等の取扱いについて

標記については、ドイツ連邦共和国政府より、飼料原料にダイオキシンが混入し、当該飼料が給与され、汚染の疑いがある鶏卵の回収、鶏及び豚の殺処分等の措置が採られているとの情報を入手し、本年1月5日及び1月11日にその取扱いについて連絡したところです。

については、今般、輸出国政府から提出された情報を踏まえ、下記食品の輸入届出がなされた場合には、輸入者に対し本事案との関連性について報告を求めることとしたので、輸入者に指示するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じ、当室まで連絡するようお願いいたします。

記

対象食品：鶏肉、鶏卵、豚肉及びそれらの加工品

(平成22年11月11日以降にとさつ及び採卵されたものに限る。)